エレベーターの防災対策改修事業にかかる令和4年度当初予算拡充事項の説明会 (令和4年3月25日)【資料1抜粋】(一部修正)

補助制度の整備事例



事例① エレベーターの防災対策改修単独の補助制度を整備する場合(東京都港区)

事業名:港区エレベーター安全装置等設置助成事業(H28創設)

助成対象建築物	助成対象者	助成対象工事費の最大助成率			
		戸開走行保護 装置	地震時管制運転 装置(※)	耐震対策(※)	備考
マンション	所有者又は管理 組合等	100% (最大300万円)	50% (最大50万円)	50% (最大50万円)	最大助成額は 改修工事費総額 の3分の2
特定建築物 (病院、高齢者・ 障害者施設)	所有者又は管理 組合等 (助成対象者が法 人の場合は、中 小企業者に限 る。)	3分の2	3分の2	3分の2	助成対象工事費 の限度額は 611万円
上記以外の 特定建築物		100% (最大100万円)	23% (上限額なし)	23% (上限額なし)	助成対象工事費 の限度額は 611万円

※戸開走行保護装置の設置とともに実施する場合のみ対象。

【創設経緯】

- H28 事業創設
 - ・助成対象建築物はマンションのみ (理由)
 - ✓ 戸開走行保護装置の設置促進
- R2 事業拡充
 - 助成対象建築物に特定建築物を追加
 - ・事業完了時に助成対象すべての既存不適格が解消しない場合も助成対象に追加 (戸開走行保護装置の設置は必須)
- R4 事業拡充予定(特定建築物の助成対象工事費の限度額を950万円に引き上げ)

事例① エレベーターの防災対策改修単独の補助制度を整備する場合(東京都新宿区)

事業名:新宿区エレベーター防災対策改修支援事業(H26創設)

補助対象建築物	補助対象者	補助対象工事費の最大助成率・限度額			
		戸開走行保護 装置	地震時管制運転 装置	耐震対策	備考
特定建築物 ※耐火建築物・準 耐火建築物のみ 対象	個人 又は 法人(中小企業者 に限る) 又は 管理組合等	23%×2/3			最大助成額
		最大130万円	最大81万円	最大411万円	95万3千円

【創設•拡充経緯】

H26 事業創設

(理由)

✓エレベーターの地震対策の促進

H29 事業拡充(補助対象者(個人)の所得要件を撤廃。)

R1 事業拡充

- ・対象工事を分割し、3項目のうち1項目以上の改修を対象とする。 (P波地震管制運転装置の設置・主要機器耐震補強・戸開走行保護装置の設置うち1項目以上行う工事が対象。)
- ・補助対象工事費の限度額を引き上げ(防災対策改修工事費上限:300万円 → 622万円)
- R4 事業拡充予定(国の拡充事項に合わせて、限度額の引き上げ等)

事例① エレベーターの防災対策改修単独の補助制度を整備する場合(兵庫県神戸市)

事業名:神戸市エレベーター防災対策改修補助事業(H27創設)

補助対象建築物	補助対象者	補助対象工事費の最大助成率			補助対象工事費
		戸開走行保護装置	地震時管制運転 装置	耐震対策	の限度額
共同住宅 (共同住宅の用に 供する部分の床 面積の合計が 1000㎡以上、か つ3階以上)	管理組合		23.0%		611万円 (補助額 140.5万円)

【その他要件等】

- 〇同一年度に、一管理組合2台まで(旧耐震建築物で耐震改修工事を合わせて行う場合については台数制限なし)
- 〇防災対策の全部又は一部についての改修の結果、防災対策の全てについて、既存不適格が解消されること

【創設•拡充経緯】

H27 事業創設

(理由)

- ✔H26建築基準法改正
- ✓ 今後発生が想定される東南海・南海地震に向けた対応
- H28 事業見直し(補助対象の見直し及び限度額引き下げ)
- R2 事業拡充(限度額引き上げ)
- R4 事業拡充(旧耐震建築物で耐震改修工事を合わせて行う場合について、確認申請を伴うリニューアル 工事を対象に追加及び台数制限を撤廃)

事例② 建築物等の耐震改修等に対する補助制度にメニューを加える場合(大阪府堺市)

事業名: 堺市住宅・建築物耐震改修等補助金(H18創設)

限度額

助成対象建築物

戸開走行保護 装置 地震時管制運転 装置

耐震対策

社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)の通り。

【交付要綱(抜粋)】

- 7 補助対象事業及び補助対象経費
 - (1)補助対象事業は補助対象者が、当該年度に実施する耐震改修計画(原則として、当該耐震 改修計画に基づく耐震改修工事が当該年度内に完了するものとする。)及び耐震改修工事又 は除却工事とし、耐震改修計画にあっては、設計委託費等(設計に対する判定委員会設置法 人等による判定に要する費用等を含む。)計画策定にかかる経費、耐震改修工事又は除却工 事にあっては工事請負費とし、工事費については以下の範囲内とする。ただし、補助金の算 定に当たっては、(2)に定める額を上限とする。なお、防火断熱改修同時実施型耐震改修 工事については、防火断熱改修補助要綱7及び8に規定する経費と以下の経費を加えたも のとし、(2)の上限は適用しないものとする。
 - ⑩ エレベーターの耐震改修工事(国土交通省社会資本整備総合交付金の対象となるもの に限る。)
 - (2) 工事請負費の上限は、①、②、③、④又は⑤の金額とする。
 - ⑤ エレベーター及び天井の耐震改修工事費については、国土交通省社会資本整備総合交付金に定める単価、限度額以内の額

【創設経緯】

H18 事業創設

H25 事業拡充(エレベーターの耐震 改修工事をメニューに追加)

<交付要綱の掲載場所> 堺市ホームページ

トップページ>くらし・手続き>住宅・建築>建築> 建築物の安全>耐震改修>耐震改修をお手伝いします

堺市 耐震改修をお手伝いします。

検索